

【取扱い厳重注意】

平成24年2月17日

聴取結果書

東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証委員会事務局

局員 齊藤 修啓

平成24年2月16日、東京電力福島原子力発電所における事故調査・検証のため、関係者から聴取した結果は、下記のとおりであるので報告する。

記

第1 被聴取者、聴取日時、聴取場所、聴取者等

1 被聴取者

東京電力福島第一原子力発電所 福澤淳 医療班長

2 聴取日時

平成24年2月16日午後4時20分頃から同日午後5時50分頃まで

3 聴取場所

Jビレッジセンターハウス

4 聴取者

岡田 幸大 参事官補佐

齊藤 修啓

5 ICレコーダーによる録音の有無等

あり

なし

第2 聴取内容

別紙のとおり

負傷者への対応等について

第3 特記事項

以上

【取扱い厳重注意】

別紙

1. 被聴取者の身分について

私、福澤淳は、福島第一原子力発電所（以下「1F」という。）の労務人事グループ GM である。事故後は、本部の医療班長を務めている。地震の際は、1F 内におり、3月15日の退避指示で福島第二原子力発電所（以下「2F」という。）体育館に3日程度避難した後、また1Fに戻った。医療班員は8名で、うち2名が女性であったため、15日以降は6人になった。

2. 地震後の1Fでの傷病者対応について

1Fの産業医は、もともと3月末で退職することが決まっていた。地震のあった3月11日は、夕方頃まではいたが、その後避難した。3月18日までは医師がおらず、医療班だけで傷病者対応をした。3月19日から交替で色々な先生が来るようになり、4月から産業医になる予定だった■■■■先生はゴールデンウィーク頃に着任した。5月頃からは、医者が次々と入ってきた。

事故後、医務室に来る者の数は、通常よりも多かったが、1日当たり5～6人程度であった。そのうち、外部の医療機関に搬送されるのは、1日1人いるかいないかくらいであった。公設の救急車は、1号機爆発までは来てくれていた。

1F内で傷病者が発生した場合は、1F内で応急処置をして、傷口をバックグラウンドレベルまで洗浄し、最も近い初期被ばく医療機関である大野病院に連絡し、搬送することとなっていた。1号機爆発の際には、大野病院と電話が繋がらなかったが、とりあえず搬送することにした。大野病院には、「川内村に来て下さい」という張り紙がしてあったそうで、その後川内村に搬送されたそうであるが、通信が途絶し、その後の連絡は取れなかった。

大野病院が使えないことが分かり、また今村病院、双葉病院も避難したことが分かったため、3号機爆発より前に、1F内で傷病者が発生した場合は、まず2Fに搬送し、2Fでは対処できない傷病者の場合は、二次被ばく医療機関の福島県立医科大学に搬送することとなった。当時、オフサイトセンターは停電で使えないという情報があったため、OFCに搬送することは考えなかった。搬送フローの変更はこれ以外ないと判断し、所長や本店にも、こういう形にしますという宣言をした。第一選択肢として2Fに搬送するというフローは、5、6号機のサービス建屋に医務室ができた5月頃まで続いた。現在は、まず5、6号機の医務室で処置をし、対処できない場合には、Jビレッジに搬送することとしている。Jビレッジにはメディカルセンターがあり、また公設の救急車との乗り換えポイントになっている。

3. 作業員へのヨウ素剤の配布について

発電所境界の線量が500 μ Sv/hを超えた段階で、ヨウ素剤配布の準備を始めた。この時には、1Fの産業医は既にいなかったもので、本店の総括産業医の■■■■医師に電話をして、境界線量が500 μ Sv/hを超えているという事実を告げ、ヨウ素剤を飲ませるべきではないかと話して判断を求めた。■■■■医師からは、「副作用に留意した上で飲ませるようにお願い

【取扱い厳重注意】

いしたい」と言われた。定期健康診断の際には、ヨウ素剤への禁忌がないかも確認することとなっており、ひっかかる人がいないことは確認していた。3月13日に所長に服用を開始しますと言ったところ、「分かった」という返事だった。

安定ヨウ素剤は、1Fにある3万錠全てが免震棟1階の医務室に保管されていた。1錠ずつ赤いフィルムで包装された状態であった。

作業員に対しては、所内の一斉放送で伝えた。この放送は、免震棟内だけではなく、中操も含め、免震棟外にも流れるはずだが、外のスピーカーが生きていたかどうかは確認していない。放送では、基準値を超えたので、作業に出る人は安定ヨウ素剤を服用すること、副作用があること、40歳以上は服用の必要がないことを伝え、服用するかどうかは最終的には個人の判断によるとした。また、免震棟内にポスターを貼って、緊对本部横の会議室で配布していることを伝えた。配布場所では、東電内のマニュアル「医療班緊急時対応手順書」の書式に従い、日付、所属、氏名、甲状腺疾患の既往歴を書いてもらって1回分の用量（1錠または2錠）を渡し、自席等に戻って、水と一緒に飲んでもらった。ただし、3月いっぱいくらいは、傷病者対応等のため、「名前を書いて持って行って下さい」という紙を置いて、配布場所に医療班員が不在になることも多かった。そのため、記録簿に書かずに、黙って持っていくことが出来る状況であった。

安定ヨウ素剤の副作用や禁忌については、原子力安全委員会のマニュアルに書いてあるが、連続投与については、はっきり書いていない。「医療班緊急時対応手順書」には、「産業医が継続して服用させる必要があると判断する場合は、24時間ごとに2錠ずつ服用させ、一人当たりの総服用量限度を、20丸（10日分）とする。」という記載がある。連続投与について、原子力安全委員会のはっきりした基準が出たのは、3月19日の助言「防災業務従事者の安定ヨウ素剤の過剰な服用に対する注意喚起」で、「頻度は1日に1回、用量は、初日に2錠、2日目以降は1錠」とされた。本店から送られたFAXを見て、■■■■医師と相談を行い、19日から、2日目以降は1錠の運用とすることとした。

また、4月7日には、「防災業務従事者の安定ヨウ素剤の過剰な服用に対する技術的助言について」で、「40歳以上であっても、高濃度の放射性ヨウ素の吸入による影響が考えられる場合は、本人の意思を確認のうえで医療関係者の指導のもと服用させる」とされ、この日以降は、40歳という服用の制限を外すこととした。

その後、ヨウ素131が検出感度以下を維持していたため、8月2日から、1～4号機各建屋及び集中RW各建屋以外で作業する作業員は、服用対象から外した。

10月1日からは、5・6号機救急医療室の医師から処方することとした。

さらに、ヨウ素131の濃度が建屋内外ともに検出されなくなったため、11月21日から作業員への服用を取りやめた。